意見公募要領

別紙２

１　意見募集の対象

（１）省令

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成23年総務省令第95号）の一部を改正する省令案

（２）告示

デジタル有線テレビジョン放送方式に関する多重フレームヘッダ情報の構成を定める告示（平成27年総務省告示第95号）の一部を改正する告示案

２　意見募集の背景

有線一般放送においては、BS及び東経110度CSによる4K･8K放送の再放送等を行うために、「ケーブルテレビシステムの技術的条件」のうち「ケーブルテレビにおける超高精細度テレビジョン放送の導入に関する技術的条件」（平成18年９月28日情報通信審議会諮問第2024号）の一部答申（平成26年12月9日）を受け、総務省は、平成27年3月20日に関係省令等の改正を行いました。

一方で、新たに導入された左旋円偏波を利用した4K･8Kの再放送に関して、一部答申と同日付けの放送システム委員会報告において、左旋用中間周波数の追加については以下のとおり今後の検討課題とされました。

（１） BS左旋用中間周波数：利用可能となった時点で検討することとし、今後の検討課題とすることが適当である。

（２） 110度CS左旋用中間周波数：技術的な検討がARIB等において行われ、解決の目途がついた時点で、検討することが適当である。

今般、BSによる4K･8K放送（左旋円偏波利用を含む。）を行うための放送衛星B-SAT4aの打上げが成功（平成29年9月30日）し、平成30年12月1日から実用放送を開始する予定であり、110度CS左旋用中間周波数については、技術的な検討がARIB等において行われ、ARIB STD-B63（平成27年3月17日1.1改定版）にて規格化済みであることから、有線一般放送においても再放送等が行えるよう、省令等改正案を作成しましたので、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第１項に基づき、意見募集を実施します。

３　資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ウェブサイト（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布いたします。

４　意見等の提出方法

意見書（別添様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ad-cable\_atmark\_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室　あて

※　迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と標記しています。

※　メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル）として提出してください。（他のファイル形式とする場合には、担当者までお問い合わせください。）

※　コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出を極力控えていただきますようご協力の程よろしくお願いします。

※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合には、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）郵送する場合

送付先住所：〒100-8926　東京都千代田区霞が関2－1－2

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室　あて

併せて、意見の内容を保存したコンパクトディスク（CD）を添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

ア　ディスクの種類：追記型のコンパクトディスク（CD-R）または書換型のコンパクトディスク（CD-RW）

イ　ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当までお問い合わせください。）

ウ　ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（３）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5811

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室　あて

※　担当に電話連絡後、送付してください。なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

（４）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

意見提出フォーム上では、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、上記（１）の方法により提出してください。

５　提出期間

平成30年2月19日（月）から同年3月20日（火）まで（必着）

郵送による提出の場合は同日付け必着とします。なお、電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

６　留意事項

・　意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

・　提出された意見は、募集期間終了後、取りまとめて電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載するほか、総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室で配布する予定です。

・　ご記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

・　なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限ります。個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人も含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。意見提出者名（団体名及び団体の代表者名）について、特に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

・　意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

・　意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

７　連絡先

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室

担　当：日高、元廣

電　話：03-5253-5810

ＦＡＸ：03-5253-5811

E-mail：ad-cable\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令案等についての意見募集に関する意見書

（別添様式）

平成　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （ふりがな）氏名（注１） |  |
| （ふりがな）住所 |  |
| 職業（注２） |  |
| 担当者氏名・所属（注３） |  |
| 電話番号 |  |
| 電子メールアドレス |  |

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注２　個人の場合に記載すること。

注３　法人又は団体の場合に記載すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 頁 | 対象政省令 | 該当箇所 | 御意見 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

注４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。